

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

- **住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

- 住民の皆様へ送付しているマイナンバーの「**通知カード**」

(おもて面)



- 身分証明書となる「**マイナンバーカード**」

(個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

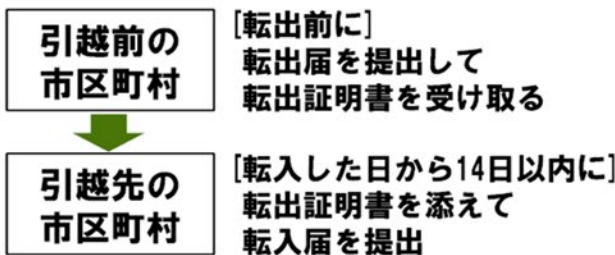
市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

(法律上の義務です)

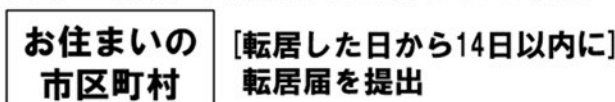
入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

- ◆ 住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届等)

◎他の市区町村に転出・転入される場合



◎同一の市区町村内で転居される場合



- ◆ マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)

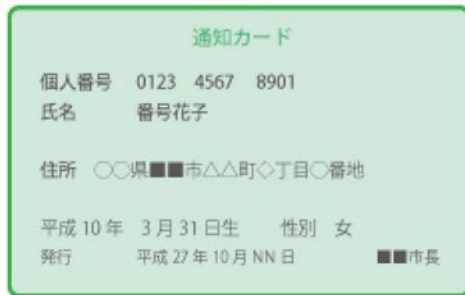
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)



住所を変更される（転出・転入・転居（町内住所変更時））方へ
通知カード・個人番号カード（マイナンバーカード）・住基カードをお持ち
ください

通知カードをお持ちの方



表



裏

- ① 転入先の市町村が、（裏面に）新住所地を記入します。

（ご自分で書かないでください）

※記載されている住所地から変更されると、通知カード添付の個人番号カード交付等申請書は使えなくなります。このため、**個人番号カード（マイナンバーカード）を交付申請中の方は、申請を取り消されるため、再度交付申請をする必要があります。**

個人番号カード（マイナンバーカード）（又は住基カード）をお持ちの方



表



裏

- ① 転入先の市町村が、（表面に）新住所地を記入します。

（ご自分で書かないでください）

- ② 転入先の市町村が、カードの継続利用手続きを行います。

注1：カードをお持ちの方が複数人いる場合は、窓口においてになる方が、同一世帯員のカードをお持ちいただければ可能となります。（詳細は転入先の市町村へお問い合わせください。）なお、各個人番号カード等の暗証番号が必要となります。

注2：転入先で届出をする際は、**住み始めた日から14日以内に、さらにその日が転出予定日から30日以内に転入手続きをしないと、継続利用ができなくなります。**

注3：やむを得ずカードを提示できない場合は、**転入届をした日から90日以内にカードをお持ちのうえ転入先市区町村で手続きしてください。継続利用できなくなります。**

注4：署名用電子証明書の交付を受けている場合は、住所・氏名等が変更することにより、署名用電子証明書は失効します。必要な方は新しくお住いの市区町村役場で手続きをしてください。なお、住基カードへ新たに電子証明書を搭載することはできません。署名用電子証明書が必要な場合は個人番号カードへの切り替えが必要となります。

※その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

<お問い合わせ先：南知多町住民課 戸籍住民係 0569-65-0711（内線112・113・114）>